

ように改正する。

別表第 2 中

警 察 署	共通				課長	課長	次長	入善警察署 長	富山北警察 署長	魚津警察署 長
					課長代理	課長代理 幹部交番所 長 富山空港警 備派出所長	刑事生活安 全官 地域交通官 地域官 交通官	黒部警察署 長 滑川警察署 長 上市警察署 長 小矢部警察 署長 副署長	富山南警察 署長 氷見警察署 長 砺波警察署 長 南砺警察署 長	富山中央警 察署長 富山西警察 署長 射水警察署 長 高岡警察署 長

を

警 察 署	共通				課長	課長	次長	入善警察署 長	水見警察署 長	魚津警察署 長
					課長代理	課長代理 幹部交番所 長 富山空港警 備派出所長	刑事生活安 全官 地域交通官 地域官 交通官	黒部警察署 長 滑川警察署 長 上市警察署 長 小矢部警察 署長 副署長	砺波警察署 長 南砺警察署 長	富山中央警 察署長 富山南警察 署長 富山西警察 署長 射水警察署 長 高岡警察署 長

に改め、同表備考第 2 項中「富山北警察署長、富山南警察署長、」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和 2 年 9 月 4 日

富山県人事委員会

委員 長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第 27 号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 261 号）の一部を次のように改正する。

富山県告示第388号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町境字瀧ノ入4の3、4の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀧ノ入4の3（次の図に示す部分に限る。）、4の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第389号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県魚津市小川寺字水谷1923、1923の2、1924、1925、1925の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第390号

土地改良区の定款変更の認可について

常東用土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年8月27日認可した。

令和2年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第391号

土地改良区の定款変更の認可について

婦中土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年8月27日認可した。

（「次のとおり」は、省略し、仏生寺川水系河川整備基本方針を富山県土木部河川課、富山県高岡土木センター氷見土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告します。

令和2年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

県立学校教育ネットワーク再整備事業（G I G Aスクール構想の実現）特別支援学校（小中等部）電源キャビネット設置業務 一式

(2) 調達業務等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年2月26日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。

(3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。または、富山県における平成31・

令和2年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気通信工事として登載されているものであること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和2年9月30日（水）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書等

- (1) 入札参加申込書の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課
電話 076-444-3117（直通）

- (2) 入札参加申込書の提出期限

公告の日から令和2年9月28日（月）午後5時15分まで

ただし、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に4の(1)の担当部署に提出すること。

- (3) 入札説明書等の配布

令和2年9月4日（金）から令和2年9月18日（金）までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで、前

記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和2年9月11日（金）午後2時

イ 場所 富山県出納局総務会計課入札室

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和2年10月5日（月）午前10時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和2年10月2日（金）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札。

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。

(5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

(6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、富山県教育委員会教育企画課（電話076-444-3117）に問い合わせること。

富山県立中央病院の物品等調達及び保守点検業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院の物品等調達及び保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和2年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項**(1) 調達物品等の名称及び数量**

FPD搭載デジタルX線TV装置 4 式の納入及び保守点検業務

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 保守点検業務委託期間

納入検査合格日の1年後の翌月初日から5年間

(5) 納入場所

富山市西長江二丁目 2 番78号 富山県立中央病院

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第 159号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第 159号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を 4(2)に掲げる期限までに 4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）

で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和2年10月16日（金）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札説明書

- (1) 入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課用度係

電話 076-491-7114（直通）

- (2) 入札説明書に定める書類の提出期限
令和2年10月2日（金）午後5時15分

- (3) 入札説明書の交付方法

令和2年9月4日（金）から同年9月18日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4版が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に140円分の郵便切手を添付して、(1)の機関に申し込むこと。

5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月22日（木） 午後2時

イ 場所 〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院51会議室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行うものは、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和2年10月21日（水）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていないものとした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のとした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出したもののうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 開札は、原則として入札参加者またはその代理人の全員の立会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会い出来ない者は、開札日の前日までに、契約担当者へ届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者がいるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わ

せるものとする。

- (3) 落札となるべき同梱の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行ったもので5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者またはその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Digital Fluoroscopic-systems equipment with FPD, 4 set
- (2) Delivery place: Toyama Prefectural Central Hospital
- (3) Your specification sheet must be delivered not later than 5:15 p.m.
on October 2, 2020

(4) Contact point for notification:

Address at which the necessary documents and information may be obtained:

Property Administration Division, Toyama Prefectural Central Hospital 2-78

Nishinagae 2-chome, Toyama-shi, Toyama Pref, 930-8550, Japan

Telephone: 076-491-7114

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

協同組合婦中ショッピングセンター（パピ°）

コメリハードアンドグリーン婦中店

富山市婦中町速星1070番地の1 ほか

2 店舗を設置する者 協同組合婦中ショッピングセンター、有限会社タツミ

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オレンジマート 富山市婦中町速星1070番地の1 代表取締役 木村 宏

株式会社高木久雄商店 滑川市田中町2番地の1 代表取締役 高木久斗

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501-1 代表取締役 捧

雄一郎

ほか7

(変更後) 株式会社オレンジマート 富山市婦中町速星1070番地の1 代表取締役 木村 宏

北陸ファミリー百貨株式会社 石川県金沢市観音堂町ル二十三番地
代表取締役 白澤 宏

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501-1 代表取締役 捧
雄一郎

ほか3

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) SC建物北側1箇所/46台 SC建物東側1箇所/7台 コメリ建物南
側1箇所/50台 ほか2箇所/113台

(変更後) SC建物北側1箇所/41台 SC建物東側1箇所/7台 コメリ建物南
側1箇所/47台 ほか3箇所/126台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) SC建物南側1箇所/25台

(変更後) SC建物北側1箇所/12台 SC建物南側1箇所/13台

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) SC建物北側3箇所/92.00³m、16.00³m、15.00³m コメリ建物西側1
箇所/11.00³m

(変更後) SC建物北側6箇所/9.84³m、4.41³m、4.41³m、13.26³m、4.17³m、
4.17³m コメリ建物西側2箇所/6.00³m、2.40³m

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社オレンジマート、株式会社高木久雄商店、株式会社コメリほ
か7/午前10時及び午後10時

(変更後) 株式会社オレンジマート、北陸ファミリー百貨株式会社、株式会社コ
メリほか3/午前8時及び翌午前0時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場1～5/午前10時～午後10時

(変更後) 駐車場1～6 / 午前7時30分～翌午前0時

4 変更の日

- 3 変更事項 (1)令和2年8月21日
(2)～(4)平成29年10月6日
(5)、(6)令和2年9月1日

5 変更の理由

- 3 変更事項 (1)小売業者に変更があったため
(2)来客駐車場の利便性・安全性のため
(3)駐輪場の利便性・安全性のため
(4)現状の店舗運営にあった廃棄物保管施設の移動のため
(5)、(6)来客者の利便性及び店舗運営の変更のため

6 届出の日 令和2年8月21日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年9月4日から令和3年1月4日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和2年7月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月4日

富山県監査委員 山 本 徹
 富山県監査委員 瘡 師 富士夫
 富山県監査委員 天 坂 幸 治
 富山県監査委員 伊 東 尚 志

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

観光・交通振興局	富山空港管理事務所	令和2年7月6日
生活環境文化部	県民生活課	令和2年7月20日
同	文化振興課	令和2年7月20日
同	環境政策課	令和2年7月20日
同	自然保護課	令和2年7月21日
同	環境保全課	令和2年7月21日
厚生部	中央病院	令和2年7月10日
同	リハビリテーション病院 ・こども支援センター	令和2年7月10日
商工労働部	商工企画課	令和2年7月29日
同	経営支援課	令和2年7月29日
同	商業まちづくり課	令和2年7月29日
同	立地通商課	令和2年7月30日
同	労働政策課	令和2年7月30日
同	産業技術研究開発センター	令和2年7月6日
農林水産部	農林水産総合技術センター	令和2年7月21日
出納局	検査室	令和2年7月28日
同	出納課	令和2年7月28日
同	総務会計課	令和2年7月28日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
出 納 局	富 山 出 納 室	令和2年7月28日
同	魚 津 出 納 室	令和2年7月28日
同	砺 波 出 納 室	令和2年7月7日
企 業 局	企 業 局	令和2年7月10日
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局	令和2年7月9日
教 育 委 員 会	教 育 企 画 課	令和2年7月16日
同	生 涯 学 習 ・ 文 化 財 室	令和2年7月16日
同	教 職 員 課	令和2年7月16日
同	県 立 学 校 課	令和2年7月17日
同	小 中 学 校 課	令和2年7月17日
同	保 健 体 育 課	令和2年7月17日
同	県 民 生 涯 学 習 カ レ ッ ジ 本 部	令和2年7月14日

(注) 天坂監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

平成30年度及び令和元年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。(3箇所)
- イ 収入科目を誤っているものがあつた。
- ウ 時間外勤務手当の支給に誤りがあつた。
- エ 補助金の額の確定手続きが適正でないものがあつた。
- オ 補助金変更交付決定の手続きに適正でないものがあつた。
- カ 過年度支出が生じた。
- キ 支払事務に遅延が生じた。
- ク 支出科目を誤っているものがあつた。
- ケ 相殺手続きが適正でないものがあつた。
- コ 契約手続きが適正でないものがあつた。(2箇所)
- サ 交通事故による損害が生じた。(2箇所)
- シ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。
- ス 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の内容に誤りがあつた。
- セ 行政財産使用許可に係る建物使用料の算定に誤りがあつた。
- ソ 事故による損害賠償があつた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所	監 査 年 月 日
公益財団法人富山県文化振興財団	令和2年7月14日
公益財団法人富山県建設技術センター	令和2年7月13日
富 山 県 道 路 公 社	令和2年7月13日

(2) 監査対象年度

令和元年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監

